

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_20

○江東区保育費用徴収条例

平成9年3月17日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、保育所における保育に係る費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27条例1・全改)

(費用の徴収)

第2条 区長は、江東区保育所条例(昭和36年3月江東区条例第9号)第7条第1項に定める開所時間(以下単に「開所時間」という。)に保育所において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づく保育を行ったときは、当該保育に係る児童の保護者から、次の各号に掲げる保育所に応じ、当該各号に定める額(以下「一般保育料」という。)を徴収する。

(1) 江東区保育所条例第2条に定める保育所 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号及び第28条第2項の規定に基づき区が定める額

(2) 私立保育所(法附則第6条第1項に定める特定保育所をいう。以下同じ。)同条第4項の規定に基づき区長が定める額

2 区長は、開所時間に保育所において児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づく措置により保育を行ったときは、当該措置に係る児童の保護者から、同法第56条第2項の規定により、当該措置に要した費用(以下「措置保育料」という。)を徴収する。

3 区長は、法第59条第2号の規定に基づき、通常の保育時間(法第20条第3項の規定により認定された保育必要量に応じ、児童の保護者ごとに決定された保育を受ける時間をいう。以下同じ。)を超えて行う保育(以下「延長保育」という。)の対象とされた保育所(私立保育所及び公設民営保育所を除く。)において延長保育を行ったときは、当該延長保育に係る児童の保護者から、当該延長保育の利用に要した費用(以下「延長保育料」という。)を徴収する。

(平27条例1・全改、平29条例11・一部改正)

(保育料及び延長保育料の額)

第3条 一般保育料又は措置保育料(以下これらを「保育料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた児童の保護者 別表第1に定める額

(2) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた児童の保護者 別表第2に定める額

2 前項第1号に規定する児童の保護者が月を単位とする延長保育を利用する場合における当該児童に係る延長保育料の額は、別表第3に定める額とする。

3 第1項各号に規定する児童の保護者が日を単位とする延長保育を利用する場合における当該児童に係る延長保育料の額は、1日につき通常の保育時間を15分(15分未満の場合は、15分とする。)超えるごとに100円とする。

4 生計を同じくする世帯(別表第1又は別表第2に規定するA階層に属する世帯を除く。)の児童が2人以上保育所において保育されている場合については、保育料の額が最も低い児童(当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)の次に保育料の額が低い児童(当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)に係る保育料の額は、別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額とし、保育料の額が最も低い児童及びその次に保育料の額が低い児童以外の児童に係る保育料は、免除する。

5 前項の規定にかかわらず、保護者に係る特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被監護者等」という。)が2人以上いる場合であつて、児童の属する世帯の住民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。次項において同じ。)の額が57,700

納付すべき金額(延長保育料の額を除く。)を納付しないときは、児童福祉法第56条第6項若しくは第7項又は法附則第6条第7項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(平10条例22・平19条例37・平27条例1・平29条例11・一部改正)

(保育料の減免)

第6条 区長は、第3条の規定に基づく保育料又は延長保育料の額につき、特に必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(平19条例37・平25条例9・平27条例1・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例1・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした保育所入所措置に係る費用の徴収に関する処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第37号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年度における階層区分の特例)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き保育所における保育を利用する児童の属する世帯の平成27年度におけるこの条例による改正後の江東区保育費用徴収条例(以下「新条例」という。)別表第1、別表第2又は別表第3の適用については、階層区分が当該世帯の平成26年度におけるこの条例による改正前の江東区保育費用徴収条例別表第1又は別表第2に規定する階層区分(以下「旧階層区分」という。)と比較して高位の階層区分に相当する階層区分に該当する世帯にあつては、新条例第3条第1項又は第2項の規定にかかわらず、旧階層区分に相当する階層区分に該当するものとみなす。
- 3 施行日以後に新たに保育所における保育を利用する児童の属する世帯の平成27年度における新条例別表第1、別表第2又は別表第3に規定する階層区分(以下「新階層区分」という。)がD11階層からD24階層までに該当する場合には、当該新階層区分の1階層低位の階層区分に該当するものとみなす。
- 4 前2項の場合において、各項に該当する児童のいずれもが属する世帯の平成27年度におけるみなされて該当する階層区分(以下「特例階層区分」という。)

○江東区保育費用徴収条例施行規則

平成21年1月30日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区保育費用徴収条例(平成9年3月江東区条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号及び第28条第2項の規定に基づき区が定める額、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定に基づき区長が定める額及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項の規定による措置に要した費用の徴収に関する権限を、江東区の福祉に関する事務所設置条例(昭和40年3月江東区条例第5号)に規定する江東区福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)に委任する。

(平27規則18・全改)

(保育料又は延長保育料の額の通知等)

第3条 条例第3条第5項の規定による通知は、保育料(条例第2条第1項に規定する一般保育料又は同条第2項に規定する措置保育料をいう。以下同じ。)又は延長保育料(条例第2条第3項に規定する延長保育料をいう。以下同じ。)(この条、第6条及び第7条に限り、条例第3条第3項に規定する延長保育料を除く。)の額を決定したときは、保育所利用承認兼保育料決定通知書(江東区保育所等における保育に関する規則(平成10年3月江東区規則第21号)別記第4号様式)により、保育料又は延長保育料の額を変更したときは保育所保育料変更通知書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 条例第3条第4項に規定する保育所には、江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則(平成27年3月江東区規則第19号)第2

条に規定する認定こども園及び家庭的保育事業等を含むものとする。

(平27規則18・全改)

(納期限)

第4条 条例第4条に規定する納期限は、次の各号に掲げる保育料又は延長保育料に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、福祉事務所長が必要と認めるときは、別に納期限を指定することができる。

- (1) 保育料及び次号に掲げる延長保育料を除く延長保育料 毎月末日
- (2) 条例第3条第3項に規定する延長保育料 同項に規定する延長保育を行った日の属する月の翌月末日

(平25規則9・平27規則18・一部改正)

(督促)

第5条 条例第5条第1項の規定による督促は、保育料督促状兼領収証書(別記第2号様式)により行うものとする。

(保育料又は延長保育料の減免)

第6条 条例第6条の規定により保育料又は延長保育料の減額又は免除を受けようとする者は、保育料減額免除申請書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除を承認するときは保育料減額免除決定通知書(別記第4号様式)により、承認しないときは保育料減額免除不承認通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知しなければならない。

3 条例第6条の規定により減額した場合における保育料又は延長保育料の額は、別表に定める条件に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(平27規則18・平28規則8・一部改正)

(身分証明書の携帯)

第7条 保育料又は延長保育料の徴収及び保育料に関する滞納処分の執行に関

附 則(平成29年規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(平28規則8・全改、平28規則84・平29規則12・一部改正)

階層区分	条件番号	条件	適用される額	適用期間
B階層、C階層 及びD階層	1	生 活 保 護 法 (昭 和 25 年 法 律 第 144 号)に よる保護を受 けたとき。	A階層に適用される徴収月額	当該月
	2	同一世帯内の 入所児童以外 の就学前児童 の1人が入所 児童より年長 又は同一年齢 であって、幼 稚園、認定こ ども園又は認 可外保育施設 若しくは幼稚 園 類 似 施 設 (区が保護者 負担金補助の 対象としてい る も の に 限 る 。 以 下 同 じ。)に在籍し ているとき。	入所児童のうち最年長の児童 (同一年齢の児童が2人以上い る場合は、そのうちの1人とす る。)の保育料の額に条例第3条 に規定する別表第4に定める割 合を乗じた額	その事情のや むまで

C階層	3	保育料を決定 する基となる 所得額の10分 の1を超える 災害又は盗難 若しくは横領 による損失 (損害保険金 等で補填され る金額を控除 する。)を生じ たとき(損失 額の認定及び 災害の範囲 は、地方税法 の 例 に よ る。)	C1階層に適用される徴収月 額。ただし、C1階層について は、B階層に適用される徴収月 額とする。	その年の8月 まで(9月から 翌年3月まで の間に該当し た場合にあつ ては、当該年 度内。以下同 じ。)
	4	保育料を決定 する基となる 所得額の100 分の5又は地 方税法に定め る最高限度額 を超える医療 費(保険金等 で補填される 金額を控除す る。)を支出し たとき(医療 費の認定及び		

		により世帯員が増加したとき。	額。ただし、 D1 階層については、 C3 階層に適用される徴収月額とする。	
C階層及びD階層	11	その世帯の収入が、生活保護法による基準に満たないとき。	B階層に適用される徴収月額	その年の8月まで
	12	<u>地方税法第295条又は第323条の規定により前年度又は今年度分の住民税が非課税であると</u> <u>き又は免除されたとき。</u>		
	13	地方税法第15条又は課税団体の条例において、前年度又は今年度分の住民税の徴収を猶予されたとき又は納期を延期されたとき。	C1階層については、B階層に適用される徴収月額 C2階層及びC3階層については、C1階層に適用される徴収月額 D階層については、3階層低位に適用される徴収月額	その事情のやむまで
	14	<u>地方税法第323条の規定により前年度</u>	C1階層に適用される徴収月額。ただし、C1階層については、B階層に適用される徴収月	その年の8月まで

		<u>分の住民税が均等割(特別区民税均等割)以下に減額されたとき。</u>	額とする。	
	15	<u>今年度分の住民税が均等割(特別区民税均等割)以下に課税されたとき又は減額されたとき。</u>		
	16	婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)によらないで母又は父になった者(以下「婚姻によらないひとり親」という。)が現に婚姻をしていないとき。	婚姻によらないひとり親を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当するものとみなして算出した場合に得られる住民税所得割額に対応する階層に適用される徴収月額	その事情のやむまで
	17	その世帯の前	1階層低位に適用される徴収月	3か月を限度

		3か月の平均 収入額(賞与 を除く。)が前 年の平均収入 月額(賞与を 除く。)より1 割以上低額と 認められると き。	額。ただし、1階層低位に適用 してもなお減額されない場合 は、最初に減額されるまで順次 低位に適用される徴収月額と し、又は入所児童が2人以上い る場合は、そのうち1人が最初 に減額になる徴収月額とする。	とする。
	18	同一世帯内に <u>身体障害者手 帳1級若しく は2級を所持 する者</u> 、愛の 手帳1度から3 度までのいず れかを所持す る者(道府県 発行の場合に ついては、こ れに準ずるも の) <u>又は精神 障害者保健福 祉手帳1級か ら3級までの いずれかを所 持する者がい るとき。</u>		その事情のや むまで
	19	同一世帯内の 入所児童以外	2階層低位に適用される徴収月 額の範囲内で認定した額。ただ	

		の就学前児童 が1か月以上 の契約によ り、幼稚園、 認定こども 園、認可外保 育施設又は幼 稚園類似施設 に在籍してい るとき。	し、2階層低位に適用してもな お減額されない場合は、最初に 減額されるまで順次低位に適 用される徴収月額とし、又は入 所児童が2人以上いる場合は、 そのうち1人が最初に減額にな る徴収月額とする。	
	20	条件番号1か ら19までによ りがたいもの で、福祉事務 所長が特に調 査のうえ必要 と認めたとき。		

○江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則

平成27年3月31日
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、認定こども園及び家庭的保育事業等における保育に係る費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)、都道府県及び市町村(特別区を含む。))以外の者が設置したものであって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項の規定による区長の確認を受けたものをいう。
- (2) 家庭的保育事業等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、法第29条第1項の規定による区長の確認を受けた事業者が行うものをいう。

(委任)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、法第27条第3項第2号の規定に基づき区が定める額(以下「保育料」という。)の決定に関する権限を、江東区の福祉に関する事務所設置条例(昭和40年3月江東区条例第5号)に規定する江東区福祉事務所の長(以下「福祉事務所长」という。)に委任する。

(保育料の額の決定)

第4条 福祉事務所长は、児童福祉法第24条第1項に規定する児童に対し、同条第2項の規定に基づく認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「認定こども園等」という。)による必要な保育を確保するための措置を講じるときは、当該児童の保育に係る保育料の額を決定する。

2 福祉事務所长は、児童福祉法第24条第4項に規定する児童に対し、同条第5項又は第6項の規定に基づく措置により保育を行うときは、当該措置に係る保育料の額を決定する。

(保育料の額)

第5条 認定こども園等において徴収する保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた児童の保護者 別表第1に定める額
 - (2) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた児童の保護者 別表第2に定める額
- 2 生計を同じくする世帯(別表第1又は別表第2に規定するA階層に属する世帯を除く。)の児童が2人以上認定こども園等(江東区保育費用徴収条例(平成9年3月江東区条例第12号)第2条第1項に規定する保育所を含む。)において保育されている場合については、保育料の額が最も低い児童(当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)の次に保育料の額が低い児童(当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)に係る保育料の額は、別表第1又は別表第2に定める額に別表第3に定める割合を乗じて得た額(別表第1又は別表第2に規定するB階層に属する世帯については、免除)とし、保育料の額が最も低い児童及びその次に保育料の額が低い児童以外の児童に係る保育料は、免除する。
- 3 前項の規定にかかわらず、保護者に係る特定被監護者等(子ども・子育て

支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、児童の属する世帯の住民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額が57,700円未満であるときについては、第1号に掲げる児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第3に定める割合を乗じて得た額（別表第1又は別表第2に規定するB階層に属する世帯については、免除）とし、第2号に掲げる児童に係る保育料は免除する。

(1) 次のア又はイに掲げる児童

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）以外の者が1人のみである場合における最年長の小学校就学前子どもである児童（当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下「最年長児童」という。）

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長児童の次に年長の児童（当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。）

(2) 次のアからウまでに掲げる児童

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長児童

イ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における最年長児童の次に年長の児童

ウ 小学校就学前子ども（最年長児童及び最年長児童の次に年長の児童を除く。）である児童

4 前2項の規定にかかわらず、児童の属する世帯（別表第1及び別表第2に規定するA階層及びB階層に属する世帯を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該世帯の住民税所得割の額が77,101円未満であるときについては、全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合にあつては最年長児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第3に定める割合を乗じて得た額とするとともに当該児童以外の児童に

係る保育料は免除し、特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合にあつては小学校就学前子どもである児童に係る保育料は免除する。

- (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者

イ 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。）又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者

（保育料の額の通知）

第6条 福祉事務所長は、保育料の額を決定し、又は変更したときは、認定子ども園及び家庭的保育事業等における保育料決定(変更)通知書(別記第1号様式)により当該児童の保護者に通知する。

（保育料の減免）

第7条 福祉事務所長は、第5条の規定に基づく保育料の額につき、特に必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。

- 2 前項の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定こども園及び家庭的保育事業等における保育料減額免除申請書(別記第2号様式)により福祉事務所に申しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、認定こども園及び家庭的保育事業等における保育料減額免除決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。
- 4 前項の規定により減額した場合における保育料の額は、別表第4に定める条件に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- (準備行為)

- 2 この規則の規定による保育料の額の決定に関し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- (平成27年度における階層区分の特例)

- 3 認定こども園等における保育を利用する児童の属する世帯の平成27年度における別表第1又は別表第2に規定する階層区分がD11階層からD24階層までに該当する場合については、当該階層区分の1階層低位の階層区分に該当するものとみなす。

別表第1(第5条関係)

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額(児童単位)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円
B	A階層の世帯を除く住民	0円	0円	0円

	税非課税世帯	の世帯			
		ひとり親等の世帯以外の世帯	1,200円	1,200円	1,200円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯		3,100円	2,500円	2,500円
C2	A階層の世帯を除く住民	7,000円未満	3,600円	3,200円	3,200円
C3		7,000円以上48,600円未満	4,300円	3,900円	3,800円
D1	民税所得割の額の区分	48,600円以上52,500円未満	7,900円	6,800円	6,800円
D2	が次の区分に該当する	52,500円以上55,000円未満	9,700円	8,500円	8,400円
D3	世帯	55,000円以上60,000円未満	10,900円	10,800円	10,700円
D4		60,000円以上75,000円未満	18,000円	12,700円	12,600円
D5		75,000円以上97,000円未満	22,300円	14,800円	14,700円
D6		97,000円以上115,000円未満	25,100円	16,700円	16,600円
D7		115,000円以上130,000円未満	27,600円	18,400円	18,300円
D8		130,000円以上150,000円未満	29,800円	19,800円	19,700円
D9		150,000円以上169,000円未満	32,100円	21,200円	21,000円
D10		169,000円以上185,000円未満	34,100円	22,800円	21,000円
D11		185,000円以上200,000円未満	36,200円	24,200円	21,000円

D22		510,000円以上560,000円未満	69,300円	27,200円	21,600円
D23		560,000円以上610,000円未満	72,700円	27,200円	21,600円
D24		610,000円以上	76,300円	27,200円	21,600円

備考

- この表における年齢は、認定こども園等における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 在宅障害児(者)のいる世帯(次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。)
 - 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - 東京都が知的障害者に発行する手帳(東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。)又は道府県が知的障害者に発行する手帳(療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。)を交付されている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
- この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村住民税(同法の規定による特別区住民税を含む。)をいう。
- この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をい

う。

- この表における住民税所得割の額は、地方税法の規定によって計算された額から、同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(以下この表において「扶養親族」という。)のうち、16歳未満の者の数に33万円を乗じて得た額に、扶養親族(16歳以上19歳未満の者に限る。)の数に12万円を乗じて得た額を加えて得た額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は、適用しない。
- この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては当該年度分とする。
- この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

別表第3(第5条関係)

階層区分	割合
B階層、C階層及びD1階層からD12階層までの階層に属する世帯	0.3
D13階層からD17階層までの階層に属する世帯	0.4
D18階層からD24階層までの階層に属する世帯	0.5

別表第4(第7条関係)

階層区分	条件番号	条件	適用される額	適用期間
B階層、C階層及びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用される徴収月額	当該月
	2	同一世帯内の入所児童以外の就学前児童の1人が入所児童より年長又は同一年齢であって、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設若しくは幼稚園類似施設(区が保護者負担金補助の対象としているものに限る。以下同じ。)に在籍しているとき。	入所児童のうち最年長の児童(同一年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。)の保育料の額に第4条に規定する別表第3に定める割合を乗じた額	その事情のやむまで
C階層	3	保育料を決定する基となる所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険金等で補填される金額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による。)	C1階層に適用される徴収月額。ただし、C1階層については、B階層に適用される徴収月額とする。	その年の8月まで(9月から翌年3月までの間に該当した場合にあっては、当

	4	保育料を決定する基となる所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補填される金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、地方税法の例による。）。			該年度内。以下同じ。）
	5	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。			2か月を限度とする。
	6	その年に出産により世帯員が増加したとき。	1階層低位に適用される徴収月額額。ただし、C1階層については、B階層に適用される徴収月額とする。	当該年度内（1月から3月までの間に該当した場合は、翌年度内。以下同じ。）	
D 階層	7	保育料を決定する基となる所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補填される金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による。）。	右の等式により仮定した前年分（9月から翌年3月までの間にあったは、当該年度分。以下同じ。）住民税所得割額と対応する階層に適用される徴収月額。ただし、当該前年分住民税所得割額が0円のときは、C1階層に適用される徴収月額とする。	仮定前年度分住民税所得割額＝前年度分住民税所得割額－地方税法で定められた雑損控除の算定式により算定された額	その年の8月まで
	8	保育料を決定する基となる所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補填される金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、地方税法の例による。）。	右の等式により仮定した前年分（9月から翌年3月までの間にあったは、当該年度分。以下同じ。）住民税所得割額と対応する階層に適用される徴収月額。ただし、当該前年分住民税所得割額が0円のときは、C1階層に適用される徴収月額とする。	仮定前年度分住民税所得割額＝前年度分住民税所得割額－地方税法で定められた医療費控除の算定式により算定された額	2か月を限度とする。
	9	その年に主たる稼働者が失業したとき。	1階層低位に適用される徴収月額額。ただし、D1階層については、C3階層に適用される徴収月額とする。	当該年度内	
	10	その年に出産により世帯員が増加したとき。	B階層に適用される徴収月額	その年の8月まで	
C 階層 及び D 階層	11	その世帯の収入が、生活保護法による基準に満たないとき。	地方税法第295条又は第323条の規定により前年度又は今年度分の住民税が非課税であるとき又は免除されたとき。	C1階層については、B階層に適用される徴収月額 C2階層及びC3階層について	その事情のやむまで
	12	地方税法第15条又は課税団体の条例において、前年度又は今年度分の住民税の徴収を猶予されたとき又は納期を			
	13	地方税法第15条又は課税団体の条例において、前年度又は今年度分の住民税の徴収を猶予されたとき又は納期を			

		延期されたとき。	は、C1階層に適用される徴収月額 D階層については、3階層低位に適用される徴収月額	
14	地方税法第323条の規定により前年度分の住民税が均等割（特別区民税均等割）以下に減額されたとき。	C1階層に適用される徴収月額。ただし、C1階層については、B階層に適用される徴収月額とする。	その年の8月まで	
15	今年度分の住民税が均等割（特別区民税均等割）以下に課税されたとき又は減額されたとき。			
16	婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母又は父になった者（以下「婚姻によらないひとり親」という。）が現に婚姻をしていないとき。	婚姻によらないひとり親を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当するものとみなして算出した場合に得られる住民税所得割額に対応する階層に適用される徴収月額	その事情のやむまで	
17	その世帯の前3か月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より1割以上低額と認められるとき。	1階層低位に適用される徴収月額。ただし、1階層低位に適用してもなお減額されない場合は、最初に減額されるまで順次低位に適用される徴収月額とし、又は入所児童が2人以上いる場合は、そのうち1人が最初に減額になる徴収月額とする。	3か月を限度とする。	
18	同一世帯内に身体障害者手帳1級若しくは2級を所持する者、愛の手帳1度から3度までのいずれかを所持する者（道府県発行の場合については、これに準ずるもの）又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかを所持する者がいるとき。	2階層低位に適用される徴収月額。ただし、2階層低位に適用してもなお減額されない場合は、最初に減額されるまで順次低位に適用される徴収月額とし、又は入所児童が2人以上いる場合は、そのうち1人が最初に減額になる徴収月額とする。	その事情のやむまで	
19	同一世帯内の入所児童以外の就学前児童が1か月以上の契約により、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設又は幼稚園類似施設に在籍しているとき。			
20	条件番号1から19までの各号によりがたいもので、福祉事務所長が特に調査のうえ必要と認めたとき。			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。